



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年10月19日(金) 号外(第1号)

目次

条 例	ページ
○群馬県地方創生拠点整備基金条例(財政課)	2
○森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例(税務課)	3
○群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例(同)	3
○群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例及び群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(医務課)	4
○群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(介護高齢課)	5
○群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例及び群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部を改正する条例(技術支援課)	6
○群馬県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(農村整備課)	6
○国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例(同)	8
○群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(建築課)	8
○群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例(選挙管理委員会)	9

## ■ 条 例

群馬県地方創生拠点整備基金条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正 明

## 群馬県条例第七十号

## 群馬県地方創生拠点整備基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条の規定に基づき、群馬県地方創生拠点整備基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 まち・ひと・しごと創生法(平成二十六年法律第三十六号)第一条に規定するまち・ひと・しごと創生に資する施設の整備等を推進するため、群馬県地方創生拠点整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第三条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第六条 基金は、地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第五条第四項の規定により同項第一号イの事業として地域再生計画に記載された次の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

一 地域資源を守る野生鳥獣捕獲の担い手確保拠点整備

二 蚕糸業活性化に向けた蚕用人工飼料製造及び周年養蚕研究拠点整備

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成三十二年三月三十一日までに行われた第六条各号の事業の精算の終了する日限り、その効力を失う。

(処分の特例)

3 第六条の規定にかかわらず、基金の原資として国から交付された交付金を国に返還する必要が生じたときは、当該返還に要する経費の財源に充てるため、基金を処分することができる。

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第七十一号

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例の一部を改正する条例

森林環境の保全に係る県民税の特例に関する条例(平成二十五年群馬県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成三十年度」を「平成三十五年度」に改める。

第三条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十六年三月三十一日」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第七十二号

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

群馬県地方活力向上地域における県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年群馬県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第二項」を「第六条」に、「」第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号イ」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に、「法第五条第四項第四号」を「同号」に改める。

第二条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同条第二項中「の税率は、県税条例第七十二条及び附則第十八条第一項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ十分の一を乗じて得た率とする」を「は、免除する」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備のうち大規模の償却資産(公示日以後に取得したものに限り。次項において同じ。)に対して課する供用日の属する年の翌年の四月一日を初日とする年度(同項において「基準年度」という。)の県固定資産税は、免除する。

第二条に次の一項を加える。

4 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備のうち大規模の償却資産に対して課する次の各号に掲げる年度における県固定資産税の税率は、県税条例第百八十九条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

- 一 基準年度の翌年度 四分の一
- 二 基準年度の翌々年度 二分の一

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

##### (経過措置)

2 平成三十年三月三十一日までに地域再生法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十八号)による改正前の地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第十七条の二第三項の規定による知事の認定を受けた事業者に対する当該認定に係る県税の課税の特例については、この条例による改正後の第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例及び群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第七十三号

群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例及び群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 群馬県医療施設の人員及び施設等に関する基準を定める条例(平成二十四年群馬県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「第十五条の二」を「第十五条の三第二項」に改める。

(群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 群馬県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成三十年群馬県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「及び看護師」を削り、第二号を次のように改める。

二 看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。) 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を六で除した数以上

第十二条第五項中「(看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)」を削る。

第三十三条第三項中「第十五条の二の規定による人体から排出され」を「第十五条の三第一項第二号の病院、診療所又は前条の施設(施設告示第四号に定める施設を除く。）」における厚生労働省令で定める基準」に、「人体から排出され」を

「施設告示に定める施設(施設告示第四号に掲げる施設を除く。）」における検体検査の業務の適正な実施に必要なものの基準」に、「第十五条の二の規定による検体検査」を「第十五条の三第一項第二号の前条の施設(施設告示第四号に定める施設に限る。）」における厚生労働省令で定める基準」に、「検体検査」を「施設告示第四号に掲げる施設における検体検査の業務の適正な実施に必要なもの基準」に、「第九条の九第一項中「法第十五条の二」を「第九条の九第一項中「法第十五条の三第二項」に、「第十五条の二の規定による第九条の七」を「第十五条の

三第二項の規定による第九条の八の二」に、「第十五条の二の規定による医療」を「第十五条の三第二項の規定による医療」に改める。

## 附 則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正 明

## 群馬県条例第七十四号

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年群馬県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第四項中「第二項」の下に、「第七項」を加え、同条第六項中「以外の」の下に「養護老人ホーム、」を加え、同条第七項ただし書中「できる」を「でき、第一項第三号口の主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、一以上とする」に改め、同条第十項ただし書中「サテライト型養護老人ホーム」の下に「又は指定特定施設入居者生活介護（群馬県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例第二百三十八条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（群馬県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第二百二十六条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第十二項中第四号を第五号とし、第一号から第三号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

- 一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例及び群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第七十五号

群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例及び群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部を改正する条例

(群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県における農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例(平成十四年群馬県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第一条の二第二項」を「第二条第一項」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第三条第一項」に、「第十五条の二第二項」を「第三十四条第一項」に改める。

第八条第二項中「第七条」を「第十六条」に改める。

第十三条第一項中「第一条の二第三項」を「第二条第四項」に改める。

(群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例の一部改正)

第二条 群馬県肥料等の大量投与の防止に関する条例(平成十六年群馬県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項ただし書中「第一条の二第二項」を「第二条第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、農薬取締法の一部を改正する法律(平成三十年法律第五十三号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

群馬県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

#### 群馬県条例第七十六号

群馬県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

群馬県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和三十二年群馬県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 群馬県営土地改良事業分担金等徴収条例

第一条中「及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十四条の規定により、県営土地改良事業の分担金」を「に規定する分担金(以下「分担金」という。))並びに法第九十一条の二第二項及び第六項に規定する特別徴収金」に改める。

第二条の見出しを「(分担金等の徴収)」に改め、同条第一項中「第六十八条の四の十」を「第六十八条の四の十一」に改め、「(以下「納付義務者」という。))」を削り、同条第二項中「場合には」の下に「、法第九十一条第四項において準用する法第九十条第四項の規定により」を、「金銭」の下に「(以下「分担金に相当する金銭」という。))」を加え、「分担金として」を削る。

第三条の見出しを「(分担金等の額)」に改め、同条第一項中「前条の分担金」を「分担金及び分担金に相当する金銭(以下「分担金等」という。))」に改め、同条第二項中「分担金」を「分担金等」に改める。

第四条の見出しを「(分担金等の納期)」に改め、同条第一項中「分担金」を「分担金等」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「つど」を「都度」に改める。

第五条を削る。

第六条の見出し中「納入額等」を「分担金等の納入額等」に改め、同条中「第四条」を「前条」に、「分担金」を「分担金等」に改め、同条を第五条とする。

第八条を第九条とする。

第七条第一項中「納付義務者が」を「知事は、」に、「当該分担金」を「分担金等又は特別徴収金等」に改め、「しなかつた」の下に「者がある」を加え、「延滞金額」を「延滞額」に改め、同条第二項中「分担金」を「分担金等又は特別徴収金等」

に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の二条を加える。

(特別徴収金等の徴収)

- 第六条 県は、国から補助金の交付を受けて行う県営土地改良事業であつて別に知事が指定するものの施行に係る地域内にある土地につき法第三条に規定する資格を有する者が、当該県営土地改良事業の工事了了につき法第十三条の第三項の規定による公告があつた日(その公告において工事了了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を指定したときは、その指定した年度)の初日から起算して八年を経過する日までの間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途(以下この項において「目的外用途」という。)に供するため所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、その者から、法第九十一条の第二項に規定する特別徴収金(以下「特別徴収金」という。)を徴収する。
- 2 知事は、前項に掲げる者が当該県営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、法第九十一条の第二項において準用する法第九十条第四項の規定により、その者に対する特別徴収金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭(以下「特別徴収金に相当する金銭」という。)を徴収する。
- 3 特別徴収金及び特別徴収金に相当する金銭の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いて得た額とする。
- 一 当該県営土地改良事業に要する費用の額に、特別徴収金及び特別徴収金に相当する金銭の徴収に係る土地の面積を当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積で除して得た数値を乗じて得た額
- 二 当該県営土地改良事業につき県が徴収する分担金等の額並びに法第九十一条第二項及び第六項の規定により県が徴収する負担金の額に、特別徴収金及び特別徴収金に相当する金銭の徴収に係る土地の面積を当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積で除して得た数値を乗じて得た額

4 県は、法第八十七条の第三項の規定により行う県営土地改良事業(以下「機構関連事業」という。)の施行に係る地域内にある土地につき法第九十一条の第六項各号のいずれかに掲げる者が、法第八十七条の第三項において準用する法第八十七条第五項の規定による当該機構関連事業の計画を定めた旨の公告があつた日から、当該機構関連事業の工事了了につき法第十三条の第三項の規定による公告があつた日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過する日までの間に、法第九十一条の第六項各号に定める場合に該当するときは、その者から、同項に規定する特別徴収金(以下「機構関連事業特別徴収金」という。)を徴収する。

5 機構関連事業特別徴収金の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を差し引いて得た額とする。

- 一 当該機構関連事業に要する費用の額に、機構関連事業特別徴収金の徴収に係る土地の面積を当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該機構関連事業につき法第九十一条第六項の規定により県が徴収する負担金の額に、機構関連事業特別徴収金の徴収に係る土地の面積を当該機構関連事業の施行に係る地域内の土地の面積で除して得た数値を乗じて得た額

(特別徴収金等の減免)

第七条 知事は、特別徴収金、特別徴収金に相当する金銭及び機構関連事業特別徴収金(以下「特別徴収金等」という。)の徴収に係る土地の面積が知事の指定する面積を超えない場合その他知事が特に納付の必要がないものとして承認した場合は、当該特別徴収金等の一部又は全部を免除することができる。

附則 附則第二項中「第五条第一項」を「第六条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第七十七号

国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金等徴収条例(平成八年群馬県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「災害復旧」の下に「又は突発事故被害の復旧」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第七十八号

群馬県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

群馬県建築基準法施行条例(昭和五十八年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条の七の表二の項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項第一号」に、「許可」を「認定」に改め、同項の次に次のように加える。

二の二 法第四十三条第二項第二号の規定により建築の許可を申請する者	三万三千元
-----------------------------------	-------

第二条の七の表二十六の項の次に次のように加える。

二十六の二 法第八十五条第六項の規定により仮設興行場等の建築の許可を申請する者	十二万円
---	------

第二十四条中「車庫等」を「自動車修理工場」に改める。

第三十条第一項中「第四十三条第一項ただし書」を「第四十三条第二項」に、「敷地と道路との関係の制限の緩和について知事が許可する場合」を「同条第一項の規定の適用を受けない建築物」に改め、同条第二項中「第四十三条第二項」を「第四十三条第三項」に改める。

第三十一条の見出し中「仮設建築物」の下に「又は仮設興行場等」を加え、同条中「第八十五条第五項」の下に「又は第六項」を、「仮設建築物」の下に「又は仮設興行場等」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。



る。

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に  
関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十月十九日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県条例第七十九号

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公  
営に関する条例の一部を改正する条例

群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に  
関する条例(平成六年群馬県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「及び第四号」を加え、「ビラ(群  
馬県知事の選挙の場合に限る。)」を「ビラ」に改める。

第十三条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じ  
当該各号」を加える。

第十四条中「第四百二十二条第一項第三号」の下に「又は第四号の選挙の区分に応じ  
当該各号」を加え、「同号」を「当該各号」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の群馬県議会議員及び群馬県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用  
等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)

以後その期日を告示される群馬県議会議員の選挙について適用し、施行日の前日ま  
でにその期日を告示された群馬県議会議員の選挙については、なお従前の例による。

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---